**鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

第１　趣旨・目的

　本業務は、地球温暖化対策の一環として、本市において、新たに庁用車における電気自動車（以下「ＥＶ車」という。）の導入及びＥＶ車充電器を設置し、ＥＶ車の普及促進やＥＶ車インフラの充実による市民サービスの向上を図り、併せて本市の環境問題に取り組む姿勢を示すことで、市民等へ啓発の一助とすることを目的とする。

　これらを踏まえ、価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

第２　業務概要

１　業務名　　　鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置

２　履行場所　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号　鎌ケ谷市役所駐車場内

３　業務内容　　別紙「鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る仕様書」のとおり

４　履行期間　　令和７年１０月１日から令和８年３月３１日まで

　　　　　　　※最長で６年間（令和１３年９月３０日まで）とすることができる。ただし、６年間の契約期間満了時（令和１３年９月３０日）においては、社会情勢等を勘案し、本契約の更新の有無を含めて検討する。

第３　提案上限額（事業者が本市に納める額について）

金１００,０００円／月（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※　「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」及び「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を受領し、充当したものとして試算しても可とする。

※総額をリース開始日後から６年間の月払いとする。

※　この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※　なお、本プロポーザルにより契約者として確定した場合は、最長で６年間（令和７年度から令和１２年度まで）を下記条件により随意契約を締結する予定である。

１　当該契約の目的が同一であること

２　当該契約の履行状況などについて、適格者として鎌ケ谷市に認められること。

※　契約を締結するまでに仕様に変更があったなどの場合には、それに応じた金額を見積額とする。

第４　プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者を決定するものとする。

第５　日程

１　本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
| 参加申込受付期間 | 令和７年５月２３日（金）から令和７年６月５日（木）まで |
| 現地調査 | 令和７年５月２６日（月）から令和７年６月３日（火）まで |
| 参加申込書受付締切 | 令和７年６月５日（木）　午後５時まで |
| 参加資格要件確認結果通知 | 令和７年６月９日（月） |
| 質問書受付締切 | 令和７年６月３日（火）　午後５時まで |
| 質問書に対する回答 | 令和７年６月１２日（木） |
| 企画提案書等受付期間 | 令和７年６月１２日（木）から令和７年６月１９日（木）まで |
| 企画提案書等受付締切 | 令和７年６月１９日（木）　午後５時まで |
| プレゼンテーション | 令和７年６月２４日（火）又は６月２５日（水） |
| 審査結果通知  契約候補者の決定 | 令和７年６月２６日（木） |
| 契約締結 | 令和７年７月上旬 |

２　実施要領等の公表及び配布日

　令和７年５月２３日（金）から令和７年６月５日（木）まで

３　公表及び配布の場所

　市ホームページからダウンロード又は事務局窓口での配布

※　事務局窓口での配布は、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時までとする。

第６　参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

１　鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

　※　留意事項あり

２　地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

（１）　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前６か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

（３）　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

３　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ケ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。

４　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。

５　本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の構成

（１）　参加希望者は、本事業を行う能力を有する単独企業又はグループ（複数の企業共同体）とする。

（２）　グループの場合、グループの構成企業は、他のグループの構成企業になることはできない。また、単独での参加もできない。

（３）　グループの場合、代表となる企業を定め、企業ごとの役割分担を明確にすること。

（４）　参加申込書の受付期間終了後、グループの構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。

６　直近５年間で、地方公共団体や民間事業者からの本業務と同種の業務を履行（実施）した実績があること。

７　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応が可能であること。

８　トラブル発生時や苦情・要望等受付時に利用者の個人情報を扱うこととなる為、プライバシーマークを取得済み又は本業務開始までに取得予定であり、業務上知り得た個人情報を他に漏らさない体制を整備していること。

９　問い合わせやトラブル対応できる体制を整備していること。

※　留意事項

上記１について、「ちば電子調達システム」への事業者登録が完了していないときは、下記資料

（写し可）を提出すること。

（１）　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（２）　印鑑証明書

（３）　納税証明書（国税）

「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）」

※　未納がないことを証明するものに限る。

（４）　納税証明書（県税）

「千葉県税の完納証明書（納税証明書その２）」

※　千葉県内に事業所を有する場合に限る。

※　未納がないことを証明するものに限る。

（５）　納税証明書（鎌ケ谷市税）

「法人市民税納税証明書」

※　鎌ケ谷市内に事業所を有する場合に限る。

※　未納がないことを証明するものに限る。

（６）　財務諸表（賃借対照表及び損益計算書）の写し

（７）　その他必要と認める書類

第７　参加申込方法

１　参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

（１）　提出書類及び部数

ア　参加申込書（様式第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

イ　会社概要書（任意書式とする。パンフレット可能。）・・・・・・ ６部

ウ　業務履行実績書（任意様式とする。）・・・・・・・・・・・・・ ６部

エ　その他、補足資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６部

※　エは必要な場合のみ。参加希望者が参加資格を満たしていることを確認するにあたり、ア、イ及びウの資料では客観的に判別できない場合のみ、提出してください。

（２）　提出期限

令和７年６月５日（木）　午後５時まで

（３）　提出場所

〒２７３－０１９５　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市　総務企画部　契約管財課　管財検査係（事務局）

（４）　提出方法

持参又は郵送の方法により提出すること。

持参の場合は、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時までに提出するものとし、郵送の場合は、上記提出期間内必着とし、事前にその旨を事務局に連絡すること。

２　参加資格の確認等

市は、第６に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和７年６月９日（月）までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知した日の翌日から起算して５日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理した日の翌日から起算して３日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

３　辞退について

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合には、早急に契約管財課に参加辞退届（任意様式）を提出すること。

第８　質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

１　質問

（１）　提出書類

質疑応答書（様式第３号）

（２）　提出期限

令和７年６月３日（火）　午後５時まで

（３）　提出場所

鎌ケ谷市　総務企画部　契約管財課　管財検査係

メールアドレス　kanzai@city.kamagaya.chiba.jp

電話番号　　　　０４７－４４５－１０９２（直通）

（４）　提出方法

電子メールのみとする。

件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書（様式第３号）を添付して、上記メールアドレス宛に送信すること。

また、メールを送信した際には、その旨を契約管財課　管財検査係まで連絡すること。

※　電話及び直接来庁による質問には応じない。

２　回答

（１）　回答期限

令和７年６月１２日(木)

（２）　回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した事業者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、市のホームページに質問及び回答を掲載する。

※　市のホームページに掲載する際は、質問書を提出した事業者の名称を「匿名」として記載する。

※　回答は、本実施要領に関するものに対しての回答となるので、本実施要領以外のものや単なる意思表明と解されるものに対する回答はしない。

※　回答の内容により、募集要領の内容が変わる場合があります。応募書類は、回答の内容を踏まえて提出をお願いします。

第９　企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

１　提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

（１）　提案内容は、すべて参加業者自ら実現できる範囲のものとし、できるだけ具体的に記載すること（任意様式とする。）。ただし、次の項目は必須事項とする。

ア　当該事業における提案スキーム

イ　仕様書を踏まえた、具体的な手続及びスケジュール

ウ　本市との類似した事業の導入実績

エ　ＥＶ車及び充電器の防犯及び維持管理について

オ　参加業者と充電器の利用者間での契約手続き及び支払い方法

カ　充電器の利用時等のトラブルへの具体的な対応

キ　ゼロカーボンシティ宣言など脱炭素化に取組むことに対する利用者への周知方法

ク　業務上知り得た情報の守秘についての考え及び取扱い

（２）　仕様書以上の業務項目及び内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

２　提出書類及び部数

次の関係書類を添付して行うこと。

（１）　企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・６部

※　上記、「１　提案内容の（１）」に挙げられている全ての項目について、記載すること。

※　「企画提案書（表紙）」（様式第４号）を１枚目に添付すること。

（２）　見積書及び内訳書（任意様式）・・・・・・・１部

３　企画提案書等作成上の留意事項

（１）　「企画提案書」は以下の書式で記入すること。

ア　紙サイズは、Ａ４版縦、横書きとする。

イ　文字サイズは、原則、１２ポイント以上で作成する。

ウ　使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

エ　印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

オ　資料のページ数に制限は設けないが、プレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。

カ　ページ番号を付すること。

（２）　提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めない（見積書及び内訳書の修正は不可。）。

（３）　提出書類の作成など、本プロポーザルの参加に要する経費は、参考結果に関わらず、全て参加者の負担とし、提出書類は返却しない。

４　提出方法等

（１）　提出期限

令和７年６月１９日（木）　午後５時まで

（２）　提出場所

〒２７３－０１９５　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市　総務企画部　契約管財課　管財検査係

（３）　提出方法

持参又は郵送の方法により提出すること。

持参の場合は、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時までに提出するものとし、郵送の場合は、上記提出期間内必着とし、事前にその旨を事務局に連絡すること。

５　企画提案書等の著作権等の取扱い

（１）　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

（２）　本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

第１０　評価方法及び評価基準

１　審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行う。

（１）　実施方法

事業者の選定は、プレゼンテーション等により行う。

ア　１者ずつの呼び込み方式とする。

イ　１者の持ち時間は３０分程度とする

時間配分は、プレゼンテーションが２０分程度、質疑応答が１０分程度とする。

ウ　プレゼンテーション等の内容には、鎌ケ谷市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものが含まれているため、非公開で行う。

エ　本プレゼンテーション等で使用する資料は、提出された企画提案書のみとする。

なお、企画提案書にない追加提案や追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

オ　プレゼンテーション等においてはプロジェクター、スクリーンを使用できるものとする。

これらを使用する場合は、本市で用意するので、事前に連絡すること。なお、パソコンなどについては事業者において用意すること。

カ　本プレゼンテーション等の説明者は、プレゼンテーションを行う者１名、その他補助する者４名以内の計５名以内とし、本業務に直接携わる者が行うこと。

キ　欠席をした場合は、企画提案書の審査・評価及び契約候補者の選定から除外する。

（２）　実施日時及び実施場所

第７で示した「参加資格要件確認結果通知書」により通知する。

３　評価項目及び評価基準

別紙「鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る公募型プロポーザル評価基準表」のとおり

４　最低基準点

本プロポーザルの最低基準点は３００点とし、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

５　契約候補者の選定方法

各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、最も評価点数の高い者が２者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も高価な者を契約候補者として選定する。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

また、参加申込者が１者であっても審査を行い、審査基準に基づいて契約候補者を選定する。ただし、審査対象者の評価点（委員の点数の合計）が最低基準点（合計点数１００点×委員数５名×６０％＝３００点）を満たさない場合は、不調とする。

第１１　審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知する。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知した日の翌日から起算して５日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理した日の翌日から起算して３日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第１２　審査結果の公表

１　公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、事務局窓口において閲覧に供するものとする。

※　事務局窓口にて閲覧する場合は、鎌ケ谷市役所の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時までとする。

２　公表内容

（１）　業務名

（２）　審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）

（３）　契約候補者の選定理由

（４）　参加業者数

（５）　審査経過及び審査委員

３　公表内容に係る留意事項

（１）　契約候補者以外の参加業者の名称は公表しない。

（２）　契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記する。

第１３　失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

（１）　参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）　提案限度額を超える見積を提出した場合

（５）　プレゼンテーション等に出席しない、又は開始時間までに会場に来なかった場合

（６）　審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

第１４　契約に関する基本的事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を下回らないこととし、提案内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

第１５　その他留意事項

１　本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。

２　提出された書類は返還しないものとする。

３　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。

４　提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。

５　参加業者が１者であっても、審査及び評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。

６　企画提案書等については、参加業者１者につき１提案に限るものとする。

７　参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

８　本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平

成４年法律第５１号）に定める単位とする。

９　本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成１１年鎌ケ谷市条例第３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第１６　問い合わせ先（事務局）

　鎌ケ谷市　総務企画部　契約管財課　管財検査係　担当　竹澤

　電　話：０４７－４４５－１０９２（直通）

　ＦＡＸ：０４７－４４５－１４００（フロア共通）

　Ｅ‐ｍａｉｌ：kanzai@city.kamagaya.chiba.jp